

要請書 最高裁判所御中

控訴棄却だけでは、裁判所の犯した過ちは等閑に付されず。最高裁は、誤判を究明し、ゴビンダさんに謝罪し、裁判改革に取り組んで下さい。

さる11月7日、東京高等裁判所第4刑事部（小川正持裁判長）は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんに対し、無罪を意味する「控訴棄却」の再審判決を言い渡しました。

ゴビンダさんの15年にわたる無実の叫びが、ようやく司法に届き、正しい判決が下されたことの喜びと同時に、何故一審の正しい無罪判決が12年前に確定せず、その後も無実の人が獄中で呻吟しなければならなかったのか、という疑問がわき起こります。

再審無罪判決は、この疑問に答えているのでしょうか。控訴審のやり直しとなった再審では、第一審無罪判決に対する検察の控訴に理由があるか否かのみが論点とされました。したがって、ゴビンダさんを苦しめた元凶である原控訴審の誤った裁判の検証は一切行われず、一審の正しさを再確認したにとどまりました。そうであれば、なおさら何故12年前に無罪が確定しなかったのか、という疑問がさらに大きくなるばかりです。

これでは、無罪になったとは言え、ゴビンダさんの被った取り返しの付かない人権侵害は、理由も原因も解明されないまま放置されます。ゴビンダさん本人は言うまでもなく、司法の公正さと透明性に信頼を寄せる私たち市民の目からも、不可解で、到底納得のいくものではありません。

ゴビンダさんを支援してきた私たちは、再審判決前の11月1日、東京高裁第4刑事部に要請書を提出し、以下のように述べました。

「来る11月7日の判決では、検察官控訴を鵜呑みにし、被告人の有罪に残る合理的疑いを無視・否定した原審の誤りに明確に言及し、裁判所自らの検証と是正の意志を示すとともに、ゴビンダさんに謝罪すべきです」

しかし再審判決は、一審の事実認定に誤りはない、と追認したのみで、原控訴審逆転有罪判決の検証には一切踏み込まず「控訴棄却」の一言以外、謝罪すらありませんでした。

裁判所の犯した誤判を等閑に付して、裁判に対する国民の信頼が保てる筈はありません。

この問題における最高裁の責任は、東京高裁以上に重大です。原控訴審の誤った有罪判決を追認してゴビンダさんの有罪を確定させたのは、ほかならぬ最高裁だからであり、また一審無罪となった彼の職権勾留を認めたのも、最高裁だったからです。

ゴビンダさんの無実が動かない事実となった今、最高裁がこうした自らの過ちに口を拭いたままで許され筈はありません。相継いで明らかになっている冤罪、誤判によって大きく揺らいでいる司法への信頼も回復されません。

今こそ、最高裁が先頭に立って真剣に誤判原因を究明し、再発防止に取り組まなければなりません。また、そのための具体的方策とプロセスを、国民の前に逐一公開すべきです。

無実を訴え続けてきた、たった一人の声によって司法の抱える深刻な矛盾や不備に気づかされた私たち市民は、最高裁が勇気を持って改革に臨むことを、強く求めます。

参考添付資料

ゴビンダさん直筆のメッセージ（2012年11月7日）

東京高等裁判所第4刑事部宛要請書（2012年11月1日）

2012年11月12日

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

日本国民救援会中央本部 <http://kyuenkai.org/>
〒113-0034 東京都文京区湯島24-4 平和と労働センター・全労連会館 5F